

荒尾市上下水道事業運営審議会条例

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、荒尾市上下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、企業管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を管理者に答申する。

- (1) 市の経営する水道事業及び下水道事業の運営に関すること。
- (2) その他管理者が水道事業及び下水道事業の運営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 上下水道利用者を代表する者
- (3) 市職員
- (4) その他管理者が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、管理者が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会は、専門的事項を分掌させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企業局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。